

第103回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

令和6年7月29日（月） 14時30分～17時30分

2 場 所

防衛省A棟2階 陸幕G4会議室

3 出席者

（委 員） 太田会長、能勢委員、山宮委員、諏訪委員
（防衛省） 五木田服務管理官

4 議 事

（1） 開会の辞

- 太田会長 只今より「第103回自衛隊員倫理審査会」を開催させていただきます。
各委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御参集いただき、誠にありがとうございます。

（2） 第101回自衛隊員倫理審査会議事録について

- 太田会長 それでは、本日の議題に入ります。
議題の1番目は、前回の審査会の議事録の御承認をいただくことです。
御手元の資料2「第101回自衛隊員倫理審査会議事録」について、案はあらかじめお配りしておりますが、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。
- 委員 意見なし。
- 太田会長 ありがとうございます。それでは、議事録につきましては、特段の御意見もないようですので、承認につきましては、他の議題についての議論を終えた後で、一括して行いたいと思います。

（3） 令和5年株取引等報告書について

- 太田会長 議題の2番目は、「令和5年株取引等報告書について」です。
この審査は、倫理法第7条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いします。

- 服務管理官 それでは、令和５年株取引等報告書の総括表を用いまして、御説明いたします。自衛隊員倫理法に基づきまして、禁止されていますのは、利害関係者からの未公開株の譲り受けでございます。この点は、資料３をご覧くださいますと、令和５年については、未公開株の取得譲渡はないということでございます。

令和５年の株取引等の報告がありましたものについて、御説明いたします。報告件数は１４件でございます。このうち連番３から連番８につきまして補足いたしますと、取得した株式が１株や２株などの小さい単位になっているものがございますが、近年では株の取引は、１株などの少数単位であっても、証券会社によっては売買することができますので、これらの取引は特別なものではなく、通常の取引の中で少数の株の取得がなされたということでございます。

次に連番の７番でございますが、３３株から３、４００株までの取得が全て０円となっておりますが、父親からの相続を受けたものとなっております。

次に連番１１になりますが、１０、０００株の取得が０円で、２、０００株の譲渡が０円となっておりますが、所有する株式の分割を行ったためです。

株取引等報告書については、通年で報告を行いますが、年の途中において、本省審議官級以上に就任いたしまして株を取引きした場合には、１年間在籍していなくても報告の義務がございますので、今申し上げた４名につきましては、年の途中において本省審議官級以上に就いて、株取引等をしております。その結果、次の資料の所得等報告書につきましては、本省審議官級以上に通年で在職していた者が報告の義務がございますので、株の取引がございまして、所得等報告書には名前が上がってこないことになっております。

株取引等報告書の説明については、以上になります。

- 太田会長 ありがとうございました。

それでは、ここで株式等報告書の審査に入りたいと思います。株取引等報告書に対する御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いします。

- 委員 株式分割を行った件について、詳細に説明いただけないでしょうか。

- 服務管理官 制度として株式を分割して、細分化することが可能となっていることから当初の２、０００株を１０、０００株に分割したということでございます。

- 委員 それではなぜ2、000株が0円となっているのでしょうか。
- 服務管理官 あくまで細分化しただけですので、金銭のやり取りは発生していないためです。
- 委員 理解が及びませんので、他の委員で詳しい方はいらっしゃいますか。
- 委員 株式分割を行うことによって、1株あたりの価格を低くするということです。例えば株価が高くなった時に買いやすくするために行うケースがあります。
- 委員 例えば価格が1株12、000円の株を、100分割して、120円になるという形であり、等価交換ということですね。
- 委員 おっしゃるとおりです。
- 委員 よくわかりました。ありがとうございました。
- 委員 連番8番の報告者の方の株取引状況を見ますとおそらくデイトレードをされているのかと推察できるのですが、デイトレードになりますと取引等に時間が掛かるものと思料します。この報告者の日々の業務には差し支えないのでしょうか。
- 服務管理官 自衛隊員には職務専念義務がございますので、もし課業時間内に私的な株取引を行っていた場合は、懲戒処分等になりますし、そういった報告もあがってきていないので、課業時間内に私的な株取引は行っていないものと承知しております。
- 委員 ありがとうございます。
- 太田会長 他に御質問、御意見等がなければ、令和5年株取引等報告書については、以上とします。

(4) 令和5年所得等報告書について

- 太田会長 議題の3番目は、「令和5年所得等報告書について」です。この審査は、倫理法第8条の規定に基づいて、本省審議官級以上の隊員から提出された報告書について、当審査会が審査を行うものです。
それでは、服務管理官から御説明をお願いします。

- 服務管理官 資料5を御覧ください。不動産の所得につきましては、8件ございまして賃料収入ということでございます。このうち1件はマイナスとなっておりますが、所有マンションの修繕の費用がかかったためになります。

次に配当所得の2件につきましては、総合課税対象となる株式の配当となっております。それから国からの給与以外の給与所得の2件については、兼業が認められている医官2名が研究機関や自治体の医療関係の部署から給与を受けたものとなっております。雑所得13件につきましては、主に講演や原稿の執筆に関するものであり、贈与等報告書においても報告がなされている内容となっております。長期譲渡所得の1件については、マンションの売却によるものであります。

また株式等の譲渡による所得が3件、配当所得が6件となっておりますが、これらは源泉徴収選択口座を選択していることを報告すれば、金額の報告は必要ないため、このような記載となっております。贈与税の課税価格の1件につきましては、親からの贈与となっております。

私からの説明は以上でございます。

- 太田会長 ありがとうございました。
それでは、ここで所得等報告書の審査に入りたいと思います。所得等報告書に対する御質問、御意見がありましたら、よろしく願います。

- 委員 連番19番の貸株料とはどういったものなのでしょうか。
- 服務管理官 株式の配当とは別に、証券会社に株を貸し、運用をしてもらうことによって収入を得る制度があるということです。
- 委員 株主総会前などに株主から意見を通すために貸すようなことがあるのでしょうか。
- 海上幕僚監部 説明いたしますと貸株というものは、本人が所有している株を証券会社に預けまして、証券会社がその株を他者に売却することによって運用し、その運用率に基づいて貸主に還元される制度になりますので、株主総会での議決権を譲渡するような制度ではありません。
- 委員 貸している最中に株を売却することは可能なのでしょうか。
- 海上幕僚監部 可能です。また保有していても配当がない株があるのですが、そういった株を貸株することによって、わずかですが収益を得ることができます。

○ 委員 ありがとうございます。

○ 太田会長 御質問、御意見等がなければ、所得等報告書については以上とします。

(5) 令和5年度第4四半期贈与等報告書について

○ 太田会長 議題の2番目は、「令和5年度第4四半期贈与等報告書」についての審査でございます。この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円以上の贈与を受けた部員級以上の隊員が提出した令和5年度第4四半期の贈与等報告書を当審査会が審査を行うものです。

それでは、服務管理官から御説明をお願いいたします。

○ 服務管理官 それでは、資料6から8に基づいて御説明をいたします。

まずは、資料6をご覧ください。令和5年度第4四半期につきましては、総件数が671件と近年の中でも最高の数となっております。要因としましては、物品等の贈与が454件計上されていることであり、内訳としましては、能登半島地震に係る災害派遣に対する激励品が多くを占めております。一方でテレビ出演等に対する謝礼は54件と1年前と比較をすると3分の1以下になっており、この要因としては、ロシア・ウクライナ戦争の影響で頻繁にテレビ出演をしていた防衛研究所の研究員が、戦争の長期化によりテレビ出演が減少したことであると思われます。次に資料の8をご覧ください。贈与等報告書の基因順にご説明いたします。

(1)の賞金等の贈与が2件ございまして、(2)の物品等の贈与が3番でになります。3番から10番は儀礼的贈り物として訪問の際にお酒やなどの贈与と受けたものになります。11番から16番は、外国政府からの儀礼的贈り物ということで、大使館や他国軍からの贈与が報告されています。17番から20番までは表敬時の儀礼的贈り物となっております。21番から26番までは、就任祝い等に対する贈与として、就任祝いの他に退官祝いや病気見舞い等に関する贈与が報告されています。27番から29番まではその他の贈与としてだるまやTシャツなどの贈与を受けております。

続いては、激励品になりますが、30番から354番までが能登半島地震の災害派遣に対するものとなっております。355番～440番までが雪まつり等への協力支援に対するもの、441番から444番までが派遣海賊対処行動支援隊に対するもの、445番から454番までが派遣海賊対処行動航空部隊に対しての贈与となっております。

続きまして、455番から482番までが供応接待であり、このうち利害関係のあるものは6件となっております。具体的には賀詞交歓会、懇談

会、激励会、研究会などになります。

続きまして著述に対する謝礼が４８３番から５２４番、６０２番の４３件になります。４８３番から５０５番までが自衛隊関係の機関紙への著述で２３件となっております。５０６番から５０９番、６０２番が財団法人・社団法人が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で５件、５１０番から５２４番までが出版社等が発行する月刊誌、ウェブサイト等への著述で１５件となっております。

続きまして著述に対する印税で、５２５番から５３５番の１１件となっております。

続きまして、５３６番から５４０番、６０３番の６件が監修等に対する謝礼となっております。そのうち利害関係のある１件については、自衛隊病院の医官が教育ビデオの監修を行ったものになります。

続きまして講演等に対する謝礼となりますが、利害関係のあるものが１６件となっております。これらの１６件につきましては、医官等が製薬会社や医療機器メーカーから依頼を受けて講演を行ったものとなっております。

続いては、テレビ出演等に対する謝礼で６１３番から６６６番までの５４件となっており、これらは全て防衛研究所の研究員がロシア・ウクライナ戦争について解説したものになります。

最後になりますけれども、新聞等へのコメントに対する謝礼が６６７番から６７１番で、３件になります。こちらは全て防衛研究所となっております。

なお６７０番から６７１番までの２件につきましては、陸上自衛隊にて贈与等報告書の遅延が発生しており、翌四半期の初日から１４日以内に提出するとされているところ、当該提出期限を超過したものになります。最後の６７１番については、本人からは贈与等報告書の提出を受けていたものの、自衛隊員倫理審査会事務局の誤りにより、前回の自衛隊員審査会で計上できなかったものになります。大変申し訳ございませんでした。令和５年度第４四半期贈与等報告書については、以上になります。

- 太田会長 ありがとうございました。それでは、贈与等報告書につきまして御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。
- 委員 陸上自衛隊の贈与等報告書の遅延について、ご説明いただけますか。
- 陸上幕僚監部 担当者が休職に入っておりまして、その担当者は贈与があった件について承知はしていたのですが、報告を行っておりませんでした。その

後、部隊長が交替されたときに状況報告を行った関係で贈与等報告書が提出されていない事実が発覚したものになります。

- 委員 了解しました。ありがとうございます。
- 委員 激励品については、提供側により派遣先に持ち込まれ、提供側から直接部隊等が受領することとなっておりますが、能登半島地震のような大災害になると難しい部分もあるかと思うのですが、要件を緩和するなど柔軟に考えることは可能なのでしょうか。
- 服務管理官 現在、当該要件によって現場部隊が困惑しているという声は上がってきていないものと承知しております。
- 陸上幕僚監部 明確にそのような話はありませんが、現場の担当者は恒常的に災害派遣の業務を行っているわけではないので、激励品に関しても地域ごとに認識の差が生じているものと承知しております。そのため連絡システムを用いて、激励品の贈与を受けた際の処置方法の指示を流すことが必要であると思います。
- 委員 大規模災害が発生すると業務も忙しくなりますし、現場の隊員の負担も増えますよね。
- 陸上幕僚監部 激励品の贈与を担当している部署は、災害派遣の実務を担当している部署とは別になりますので、先ほど申し上げた指示を流すことは可能であると思います。
- 委員 ありがとうございました。そういった方向で現場の部隊の負担が改善されていくことを望みます。
- 委員 海賊対処部隊や艦艇が寄港した際の激励品については、その場所に持っていけば済む話であると思います。しかし今回のような地震が発生した場合は全国各地から激励品が送られると思いますが、具体的にどのような流れで受領しているのですか。
- 陸上幕僚監部 例えば大阪地本に持ち込まれた場合には、大阪府に所在する部隊を経由して災害派遣部隊の隊員が受領します。
- 委員 実際に大阪府に所在する部隊は、能登半島まで運搬するのでしょうか。

- 陸上幕僚監部 物品の追送であったり、要員の交代時に合わせて激励品を渡しております。
- 委員 それは隊員の負担になることもあるでしょうね。激励品をくださることはありがたいことですが、運搬する側の負担もありますし、災害であれば現地に入れない場合もありますしね。
- 陸上幕僚監部 場合によっては、災害派遣が終了した際に激励品の贈与を受ける場合もあります。
- 委員 場合によっては、現地に届かずに激励品が最初に届いた場所で消費することもありうるわけですね。また部隊の交代時に持っていか、帰ってきたときに消費するかということもあるということですね。
- 陸上幕僚監部 タオルなどは派遣された隊員が当初使用していたものが古くなった場合に、激励品でいただいたものと交換するなどの処置をすることもあります。
- 委員 例えば激励品を地本で受け取った場合に激励品の品目によっては、時期を見て必要になった場合に現地に運搬するということもあるということですね。
- 陸上幕僚監部 それは各部隊の判断によりますね。
- 太田会長 他に御質問等ございますでしょうか。
- 委員 540番、541番について、講演料と原稿用紙の監修料として合わせて5万円となっておりますが、こういった経緯があったのでしょうか。
- 服務管理官 講演のための講義資料の作成及び当該講義内容に基づいた資料をもとに大学側が作成した教育資料を確認、追記、編集したものとなっております。
- 委員 大学側が作成した資料とはどういったもののでしょうか。昔はレジュメ代というものが別でもらえましたが、レジュメ代とは違い、大学側から教材の作成依頼があり、その監修をしたということでしょうか。
- 防衛装備庁 おっしゃるとおりで、講義を基に作成された教育資料を監修したものになります。

- 委員 大学側が用意したものではなくて、この先生が作成したものを大学が使うのでそのレジュメを使用させたほしいといった話かと想像ができますね。
- 服務管理官 講演自体を行って、それを再び使うために監修したものであると承知しております。
- 委員 了解しました。ありがとうございます。

（６）議題の５番目は、「激励品の品目拡大等について」です。

この件は、激励品の対象拡大や、防衛省ホームページによる、関係団体等からの激励品受領実績の公開と関係団体の活動実績の紹介について、当審査会に意見を求められているものです。

それでは、会計課から説明をお願いします。

- 会計課 まずは経緯について御説明いたします。

昨年の６月に防衛費の税制措置以外の財源確保策として、「防衛省・自衛隊による財源確保努力」の１つとして、「どうすれば国が寄附を募ることが可能か」、「国以外の団体が寄附を募って関係団体への助成を行うような取組は現に行われており、参考にできないか」について検討を深めるよう提言があったものでございます。

これを受け、昭和２３年の閣議決定でございます「官公庁に対する寄付金等の抑制について」を踏まえつつ、国が直接寄附を受け入れる取り組みとは異なりますが、災害派遣活動等に従事する隊員個人に対する差し入れとして激励品を受領する枠組みがあるため、寄附の検討に激励品を活用すること等について倫理の保持に係る観点から、諮問をさせていただきたいと考えております。

また、下段の表につきましては、寄附受けと激励品の関係図を表したものになります。

部外者からの寄付の申し出があった場合に任務遂行に必要な、緊急調達が可能か否か、さらには寄付者の意図が適切か否かを判断し、組織として寄付受可能かを示しております。

激励品については、災害派遣の任務遂行で直ちに消費されるものについては、受領可能となっております。

次に諮問事項の１つ目は「激励品の品目拡大及び受領実績の紹介について」でございます。現在、災害派遣等において、協力団体、企業等から食料品及び衛生用品を激励品として受領しております。この状況を踏まえ、関係団体を通じて、激励品の品目拡大ができないか会計課においてこれまで検討を重ねてきたところであります。例えば手袋や靴下などの勤務環境改善に資す

るような廉価な被服類等を激励品として受領可能と考えてよろしいか、また、関係団体等からの篤志による激励品について、受領実績として受領不可品に係る対応の未然防止や派遣隊員の負担軽減又は隊員の士気高揚に繋がっている旨を紹介することを目的に防衛省ホームページにて紹介することは問題ないか、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

諮問事項の2つ目は「関係団体の活動状況等の紹介について」でございます。

激励品をはじめとする関係団体から防衛省への各種支援について、各関係団体の活動状況を防衛省ホームページで紹介することで広く活動状況を周知し、各関係団体の活動趣旨に賛同する者を募ることの一助を担うことは倫理上の問題はないか、寄付の検討の方向性や今後検討を進めていくにあたって留意すべき点について、御意見をいただきたいと思いますと考えております。

会計課からの説明は以上になります。

○ 太田会長 ありがとうございます。それでは「激励品の品目拡大等について」に対する御質問、御意見を頂きたいと思しますので、よろしくお願いします。

○ 太田会長 趣旨がはっきりしないのですが、単に審査会が普段から審査をしている激励品がどこまで受領可能なのかについての話にとどまる話ではなくて、寄付として防衛省が積極的にアピールをして国民から予算の節減に繋がるような寄付をお願いし、激励品とは別の形で受領したいという趣旨なのでしょうか。

それとも激励品の手袋や靴下等であれば、我々は普段から承認をしていると思いますし、その枠組みとは別に寄付という形で受領したいということなののでしょうか。我々が普段審査をしているものに限界があって、手袋や靴下等を貰っていないので、それを認めるように訴えているものだと聞こえてしまいます。

また財源確保として予算を節減する上で国民にアピールして寄付を募りたいので、意見が欲しいという趣旨なののでしょうか。そこをはっきりしないと何を審議して良いのか分かりません。

○ 会計課 近年の激励品の贈与実績を確認した際に、靴下や手袋等の受領実績を確認できなかったものですから、御意見をいただきたく考えております。もし既に受領実績としてあるのであれば、現在の激励品の枠組みの中で今後検討を進めていこうと考えているところでございます。

○ 太田会長 それは激励品とは別に防衛省の予算節減に繋がるような寄付として受けられるのかを検討したいので、それについての意見を伺いたいということ

なのでしょうか。

- 会計課 検討にあたっては全体像があるのですが、その足掛かりとしてそういった簡単な部分からお伺いしたいということでございます。
- 太田会長 災害派遣時に手袋や靴下等を１００足から２００足寄付したいという場合に、激励品として贈与を受けることに問題が生じるものではないと思いますが、今回の財源確保ということになりますので、激励品の枠を超えた性質が違う話であると思います。そういった観点も含めて、委員の方々から率直な意見を伺いたいと思います。
- 委員 財源の確保に繋がるかどうか、分からないのですが、諮問事項１に関して防衛省のホームページに掲載する方法はどういったものを考えているのでしょうか。例えば文字だけなのか、動画や写真を含めてなのか。もし動画や写真を含めてということになると激励品の受領の際の留意事項として、提供方による宣伝や広告に利用されないこととありますが、紹介する際に商品の写真が写ってしまうと問題になる可能性があると考えます。
- 会計課 現在のイメージとしましては、基本的には文字が中心となり、特定の商品名は出さずに、例えば「飲料水」といった形で紹介していこうと考えております。
- 委員 私が事前に説明を受けた時は、倫理審査会が行う審査とは別にそれらが終了した後に御意見を頂戴するというイメージだったのですが、本件については、審査会として正式に意見を述べる場となるのでしょうか。
- 服務管理官 順番は前後してしまいましたが、委員のご認識のとおり、贈与等報告書の審査といった審議事項とは別に委員からの御意見を頂戴する場としての位置付けとしております。
激励品については、食料品や衛生用品を基本としてタオルやウエットティッシュなどの受領実績がありますが、手袋や靴下等となると送る側も躊躇している可能性があります。
- 太田会長 物の性質で手袋はダメで、タオルはいいという線引きが果たしてできるのかという問題がありますね。いずれにせよ、我々審査会として意見を取りまとめなければならないのか、個別に意見を述べていけばいい話なのか、教えてください。
これが審査会の正式な見解であると言われてしまうと困りますし、我々としては議決したわけではありません。あくまで委員の個人的な見解とい

うことでいいですね。

また今回議論に上がっている激励品については、防衛省自衛隊に対するものであった、今まで我々が審査をしてきた激励品は災害派遣活動等に従事している隊員に対する激励という贈与目的が限定されているものになります。

そのため今回議論している激励品は防衛省自衛隊全体に対するものであり、性質が異なります。そういった激励品はいままで存在していなかったと思いますが、いかがでしょうか。

- 委員 たしかにそういった激励品が贈与されたという記憶はございません。
- 会計課 激励品という枠組みの中で、靴下や手袋が受領可能かどうかということに加えて、防衛省自衛隊に対する激励品が可能かどうかについても御意見を頂ければと思います。
- 太田会長 我々がそういった具体的な品目について審査することが可能なのかという問題もありますが、会計課が意見を求めている激励品については、性質が異なるものであるということも含めて皆さんから御意見をいただければと思います。
- 委員 税制措置以外の財源確保策として、どれだけ寄付を募ることができるのかについて検討を深めるよう提言があったとのことについて、これは防衛省に限った話ではないですが、財源確保のための自助努力をしなければならないという題目の立て方の理解ができません。

倫理法においては利害関係のある事業者等からの贈与が規制されており、我々審査会も贈与等報告書を厳正に審査している中で、その方向とは真逆である国が寄付を募るという話になっていること自体が感覚的に理解できなかった部分があります。

災害派遣等に対する激励品等という限定された枠組みの中では、品目として手袋や靴下等を受領することは可能かと思いますが、激励品の対象が防衛省自衛隊という形で、国が積極的に寄付を募っていくという話になれば、太田会長がおっしゃられたように性質が異なる話であるため、整合的ではないと思います。

激励品の受領実績を紹介する件についても、どのような切り口で何を主眼とするのかによって色々な解釈も可能となってきますので、国が積極的に寄付を募っていると解釈されたり、受け止められるようなやり方はあまり適切ではないと思います。
- 委員 そもそも受領不可の物品は資料に記載のある要件のとおりですね。

- 会計課 おっしゃるとおりです。しかしながら当該要件の解釈権は会計課にはないので、これらの要件を制定した自衛隊員倫理審査会に対して、手袋や靴下等を受領してもよいか、御意見をお聞きしているところでございます。
- 委員 そもそも受け取り不可の明確な基準がないということであり、隊員が激励品を受けた時に受領しても良いのかどうか迷ってしまうということですね。
- 会計課 受領してはいけない物品を紹介するとなると漠然としたものになってしまうので、貰いたいと思う具体的な物品があり、それが手袋と靴下等となっております。
- 委員 駐屯地の近隣住民の中には、応援したいという気持ちの方が多いと思うので、訓練をしている様子を見て、手袋や靴下等を激励品として贈与したいという気持ちを持たれる人は一定数いるとは思いますが。
 しかしあくまで激励品というものは、贈与する人の気持ちだと思いますので、特定の物品を国側から要望するというのは違和感を感じますね。純粋に手袋や靴下等を激励品として贈与したい人がいて、実施に贈与を行った場合は問題になるものではないと思います。
 また受領できる物品の線引きが難しいことは理解しましたが、今回の件を倫理審査会でどう扱ったらいいのかはよく分かりませんね。
- 委員 自衛隊員倫理審査会への諮問のP 1からP 2までの繋がり方がちぐはぐしているなと思いました。P 1の財源確保策について記載がある中で、どうしてそれ以降に激励品の話が出てくるのかよく分からないですね。それからP 3の防衛省ホームページ上での公開について、どういった基準で掲載する団体を決めるのでしょうか。
- 会計課 財源確保策については、そもそも昭和23年の閣議決定で寄付受けの抑制という形で官庁の諸経費は、予算でもって賄い、寄附金等の形によって他に転嫁することは、極力これをつつしむこととされております。
 一方激励品については、東日本大震災の災害派遣において多くの激励品の贈与があったということで、受領要件などについて当時整理されたものであり、関係省庁と調整しつつ、物品ではないという整理がなされ、さらには自衛隊員倫理審査会のご指示も受けたものであります。
 そういった激励品を有効に活用するという観点で、国への寄付は難しいという中で、激励品として個人宛ての枠組みで物品を受け取れるようにしていきたいと考えているところでございます。
 P 3の防衛省ホームページ上での公開については、恣意的にならないよう

全ての関係団体を紹介していきたいと考えております。

- 委員 それでは全国の防衛協会も紹介されるのでしょうか。
- 会計課 防衛省の関係団体は19団体ございますので、防衛省として許可を取った上で、他省庁の事例なども参考にしながら紹介してまいります。また他方契約関係など利害関係のある団体もございますので、そういった部分は留意していきたいと思います。
- 太田会長 議論のすれ違いの根幹として、我々は激励品を受動的に受領しているわけで、本件については能動的に国側から激励品を求めている形になっている部分があるからであると思います。単に関係団体を紹介するだけでは、問題ないものと思われそうですが、寄付を募ることを目的とするのは問題があると思います。

過去の議事録を確認いただければと思いますが、審査会で受領している物品を防衛省ホームページ上で紹介することは贈与をする事業者等に対して圧力を加えることになるので許されることではないだろうと議論が一度ありました。そのため激励品という枠組みではなくて、寄付受けの枠組みの中で今一度議論や検討をする必要があるのではないかと思います。

激励品について、一般論で特定の物品を受領しても良いかの意見を募られても、そもそも激励品は社会的相当性や趣旨、背景を総合的に勘案し、我々は審査をしておりますので、そういった判断は難しいかと思います。

個人的な見解としては、例えばアラスカで重油が漏れた事故があり、自衛隊が派遣されたときにとある企業が激励品として厚手の靴下や手袋を10,000足贈与したいとの申し出があった場合には、自衛隊員倫理審査会の委員として承認する可能性は大きいと思います。ただし防衛省自衛隊に対して、先ほどの手袋や靴下等を提供したいとの申し出があった場合にその是非を自衛隊員倫理審査会で判断することは難しいと思います。
- 服務管理官 次の議題もありますので、まとめさせていただきますと、激励品があるからこそ寄付行為はどうかという問題意識が会計課の方にはあるかと思うのですが、本当に今まであった激励品が寄付行為の一部なのかについて、委員の方々は疑問に思っていらっしゃるかと思うのですが、そういった部分はいかがですか。
- 委員 法的には寄付なのでしょうけど、かなり目的を限定した寄付になりますので、それを超えるようなものかどうかについて気にかかることはありますね。
- 服務管理官 あらためて整理していただき、今後また必要なことがございましたら、

ご議論いただくということによろしいでしょうか。

- 会計課 了解いたしました。

(7) 議題の採択等について

- 太田会長 それでは、本日審議されました「第101回自衛隊員倫理審査会議事録」、「令和5年度第4四半期贈与等報告書」、「令和5年株取引等報告書」、「令和5年所得等報告書」につきましては、各委員の皆様に承認をいただきたいと思いますので、御手元の決裁用紙にサイン又は押印をお願いいたします。

(8) 閉会の辞

- 太田会長 それでは、皆様ありがとうございました。

次回の審査会につきましては10月上旬を予定しておりますので、スケジュールについては、委員の皆様の御都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させていただきたいと思います。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては、全て審議が終了いたしました。本日は、御審議いただき誠にありがとうございました。